

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種、母子保健、健康増進に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田市は、予防接種、母子保健、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・予防接種、母子保健、健康増進に関する事務ではシステムの保守について外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に「個人情報の保護及び取扱いに関する契約」を締結し、また承諾のない再委託を禁止している。
・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、IDカード及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のため端末やシステムの操作記録を保存し、外部媒体への保存に制限をかけるなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田市長

公表日

令和4年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種、母子保健、健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)、健康増進法(平成14年法律第103号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【予防接種】</p> <ol style="list-style-type: none">①予防接種の実施②予防接種の記録③予防接種の健康被害の救済措置④予防接種の未接種者への勧奨通知⑤統計報告資料、データ分析の処理⑥新型インフルエンザの予防接種に係る事務⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <p>【母子保健】</p> <ol style="list-style-type: none">①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨②新生児の訪問指導の実施③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑤母子健康手帳の交付⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査⑧未熟児の訪問指導の実施 <p>【健康増進】</p> <ol style="list-style-type: none">①健康診査及び各種がん検診対象者の抽出②健康診査及び各種がん検診の結果の管理③健康教育対象者の抽出④教育・相談・訪問の結果管理⑤各事業の統計処理
③システムの名称	健康情報システム、団体内総合宛名番号システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、母子保健ファイル、成人保健ファイル、保健指導ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76、93の2項 番号法第19条の第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条の第6号(委託先への情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 別表第二における情報提供の根拠: 16の2、16の3、56の2、69の2、88、102の2、115の2項 別表第二主務省令: 50 情報照会の根拠: 16の2、16の3、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 別表第二主務省令: 50
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大田市総務部 総務課 〒694-0064 大田市大田町大田口1111番地 電話: (0854)83-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大田市健康福祉部 健康増進課 〒694-0064 大田市大田町大田口1111番地 電話: (0854)83-8151

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠:26、56の2、87の項	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2の項	事後	法令改正のため
平成29年8月29日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二における情報照会の根拠:17、18、19、70の項	別表第二における情報照会の根拠:16の2、17、18、19、70の項	事後	法令改正のため
平成29年8月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康増進課長 中村郁子	健康増進課長 楢野美里	事後	人事異動
令和1年5月14日	I-5-② 所属長の役職名	健康増進課長 楢野美里	健康増進課長	事後	様式変更のため
令和1年5月14日	IVリスク対策	(なし)	評価書の内容のとおり	事後	様式変更のため
令和2年2月5日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、70の項	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2、69の2の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70の項	事前	
令和2年11月17日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	PIA再実施
	I 関連情報 1. ②事務の概要	【予防接種】 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種の健康被害の救済措置 ④予防接種の未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理	【予防接種】 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種の健康被害の救済措置 ④予防接種の未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理 ⑥新型インフルエンザの予防接種に係る事務	事前	
	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76の項	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76、93の2項	事前	
	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2、69の2の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70の項	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2、69の2、88の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、115の2項	事前	
令和3年6月25日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76、93の2項	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76、93の2項 番号法第19条の第15号	事後	法令根拠の記載追加
	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	別表第二における情報提供の根拠:16の2、56の2、69の2、88の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、115の2項	別表第二における情報提供の根拠:16の2、16の3、56の2、69の2、88の項 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、115の2項	事後	法令根拠の記載追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月19日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第19条の第15号	番号法第19条の第16号	事後	法令改正のため
	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条の第7号 別表第二	番号法第19条の第8号 別表第二	事後	法令改正のため
令和4年3月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 別表第二における情報提供の根拠:16の2、16の3、56の2、69の2、88 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項	番号法第19条第8号 別表第二 別表第二における情報提供の根拠:16の2、16の3、56の2、69の2、88、102の2の項 別表第二主務省令:50 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 別表第二主務省令:50		
令和4年3月29日	I 関連情報 1. ②事務の概要	【予防接種】 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種の健康被害の救済措置 ④予防接種の未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理 ⑥新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る事務	【予防接種】 ①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種の健康被害の救済措置 ④予防接種の未接種者への勧奨通知 ⑤統計報告資料、データ分析の処理 ⑥新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る事務 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	「新型コロナウイルス感染症の予防接種等」の接種証明書の窓口・郵送申請受付、及び電子申請、電子交付、及びVRS一括照会機能追加に係る保護評価の修正
	I 関連情報 1. ③システムの名称	健康情報システム	健康情報システム、団体内総合宛名番号システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
	I 関連情報 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76、93の2項 番号法第19条の第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条	番号法第9条第1項、別表第一の第10、49、76、93の2項 番号法第19条の第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条の第6号(委託先への情報提供)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 別表第二における情報提供の根拠:16の2、16の3、56の2、69の2、88、102の2の項 別表第二主務省令:50 情報照会の根拠:16の2、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 別表第二主務省令:50	番号法第19条第8号 別表第二 別表第二における情報提供の根拠:16の2、16の3、56の2、69の2、88、102の2、115の2項 別表第二主務省令:50 情報照会の根拠:16の2、16の3、17、18、19、69の2、70、102の2、115の2の項 別表第二主務省令:50.	事後	